

平成29年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第3号）

平成29年6月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 2 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 3 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 4号 事故繰越し計算書について
- 第 5 議案第 6号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 7号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 8号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 9号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第10号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第11号 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第12号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第13号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第14号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第15号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第15 同意第 1号 御船町教育委員会の委員の任命について
- 第16 同意第 2号 御船町教育委員会の委員の任命について
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第18 陳情第 1号 万ヶ瀬区農道の町道編入について（陳情書）

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 清水 蕙 君            2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君      4番 中城 峯視 君  
5番 福永 啓 君      6番 田上 忍 君  
7番 藤川 博和 君      8番 池田 浩二 君  
10番 田中 隆敏 君      11番 沖 徹信 君  
12番 井本 昭光 君      13番 岩田 重成 君  
14番 田端 幸治 君

3 欠席議員（1人）

9番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 惠典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮崎 靖 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	野口 壮一 君
福祉課長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	西橋 静香 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建設課長	松岡 秀明 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第1、報告第1号、「専決処分の報告について」を議題とします。  
質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 税条例の改正が専決処分に上がっているんですね。税条例の部分なんですけど、若干ですが説明を受けましたけど、ちょっとわかりにくいところがありました。簡潔に、この条例改正によって町民がどのような影響を実際に受けるのか、簡潔にわかりやすく説明をお願いいたします。

○税務課長（宮崎 靖君） お答えいたします。

まず、予算議案書の別添資料をお開けいただきたいと思います。2ページに書いてあります特定配当及び特定株主等譲渡所得、これは株とかの配当とかの売買をされた方について、所得税については税務署等に申告されます、そのときには、これは課税にかかりますけれども、住民税、町民税になりますと、これは基本的にはその物件で、右わきの概要等は課税をしない場合があります。その場合、今度の改正によりまして、その方が申告等を町に提出された場合、町が裁量権は、町長の裁量権をもって、いろいろな事情を勘案して、市町村が課税について決定するという。町民の方に有利な条例の改正となっております。

それから、8ページになりますけれども、震災等によって滅失した償却資産です。例えば農家の方の機械とかその他いろいろなもの、施設とかが滅失した場合、新しく償却資産等を取引された場合について、減免等の措置を申請すれば減免が受けられるという形になります。

それから、最後にそれが一番なんですけれども、16ページです。これにつきましては、減免制の税率を書いて、平成28年度から27年度に買われた方、車について、定価、グリーン価格化と言いますけれども、これは排ガス規程とか適応した車については減額するという形がありますけれども、これは2年延長になりまして、平成31年3月まで適用が延長されたということです。納税者にとって有利な制度が確立したという形になります。

○5番（福永 啓君） そういう配当所得のある方及び償却資産です、何か農業とか工業とか持っている、自分の償却資産を持っている方、そして、グリーン課税の車を持っている方、この方について、今回のこの改正は影響があると。それで、申し出があって、震災によって有利な方向に、若干改正されているということによろしいですね。

次に、同じように、国民健康保険条例、これもここの一括審議の中で質問してよろしい

ですか。

国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するとありますが、これによって町民の方がどのような影響を受けるのか、わかりやすく説明をお願いいたします。

○税務課長（宮崎 靖君） 同じく、議案説明書の30ページをお願いいたします。

これにつきましては、保険税の軽減を受けられる方について、これは26万5,000円から27万円になるのは、5割軽減の該当者の方で、これは、例えば奥さんとその・・管理者、お二人として計算いたしますと、33万円にお一人26万5,000円から27万円になりますので、合わせて87万円、1万円上がります。そうしますと、その5割軽減に該当する方が増えるという形になります。同じく、48万円から49万円というのは、これは2割軽減に該当いたします。この場合、同じくお二人で計算しますと、129万円が131万円になります。だから、131万円、2番の方については2割軽減に該当するというので、お二人の場合、2万円上がるということで、該当者が増えるという、そういった条例改正になっております。

○5番（福永 啓君） 実は、2割とか、このはざまがどうなのか、5,000円でかからなかったり1万円でかからなかったり、こういう人が法改正により5割軽減や2割軽減を受けることができる可能性が出てくるということによろしいですね。

次に一番最後、御専第6号です。町民税等の減税の特例に関する条例、これも改めて説明をお願いします。

○税務課長（宮崎 靖君） これにつきましては、昨年震災を受けられた方、これの該当者が、住宅が半壊、大規模半壊以上、全壊も含めまして、この計算式は難しいんですけども、所得は全部全員500万円以下という形で説明いたします。

住宅が半壊、大規模半壊については、税額を、県税を2分の1で課税いたします。それから、住宅が全壊の場合は、全額免除という形になりますけれども、今回は半年間、4月から9月までの方の納付金について減免をするという形になりますので、簡単に言えば、住宅が半壊、大規模半壊の方については全体の2分の1課税で4分の1になる。例えば、住宅が全壊だった方については、1年間の保険税が全額控除が、免除が2分の1、半額になるという形になりますので、これの納期につきましては、御船町の場合には、1年間で計算いたしますので、その分を均等に割り振って減額する予定としております。

○5番（福永 啓君） 大体は今年の4月割り当てということですよ。それが半年間、各延びることになりましたと。そのお金の決め方については、均等に割っていくので、大体半

壊が半額面であったわけですが、この次からは4分の1免除になっていくわけですね、毎回の4分の1に減ると。そして全壊までは全額だったけど、半年分は免除された、その分を半額免除ということが、今年いっぱい免除になるということによろしいですか。はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第2、報告第2号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第3号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第4号 事故繰越し計算書について

○議長（田端幸治君） 日程第4、報告第4号、「事故繰越し計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第6号 工事請負契約の締結について**

○議長（田端幸治君） 日程第5、議案第6号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第7号 工事請負契約の締結について**

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第7号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第8号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第8号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第9号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第8、議案第9号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第10号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第9、議案第10号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） これにつきましては、実際御船町民の方です、どのような方が、どのような影響を受けるのか。この条例改正につきまして簡潔に御説明をお願いします。

○こども未来課長（野口壮一君） 今回の条例改正では、平成28年度に国で幼児教育の段階的無償化について、28年度においての保育料の見直しをしています。今年度も更なる拡充をしていきたいと思いますということになります。具体的には、ひとり親世帯の方の保育料の減額、それから低所得の世帯の方の保育料の減額等が今回の主な趣旨になっております。

今度、まだ国も、先ほど申しましたように段階的無償化ということをやられておりますので、引き続きまたこういう改正が出てくる恐れがあると思います。

○5番（福永 啓君） そのようなことで、今回、今後もこういうのが出てくるということですね。そして今回の条例改正に当たっては、ひとり親世帯と低所得者世帯に対する減免措置であるということによろしいですか。はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料金等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第11号 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第11号、「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第12号 平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（田端幸治君） 日程第11、議案第12号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） 歳出予算説明書の5ページです。集落点検業務委託ということは、これはどういうことか、詳しく説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、町が地域住民と連携、共働で特定の地域コミュニティの援助・課題や地域の資

源、また今後の地域の方向性や具体的な取り組みの推進体制などを取りまとめた行動計画書を作成するもので、具体的には、集落事業の中で必要なものを洗い出して、何ができるのか、誰が困るのかなどを明確化することで、地域ですること、町がすることを取りまとめたものです。中山間地域でございます。

○11番（沖 徹信君） それは職員では駄目なんですか。この委託という形で結構委託料金が出てくるんです。そういう中で震災後ということで、職員も忙しいということはわかりますけれども、業務委託するよりも職員が現場に行っているんな話をしながらやったほうがいいと思いますけれども。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 委託料で、委託会社に発注しますけれども、職員も同時に、職員だけではちょっとわからない、無理のところにもありますので、そうして各集落に入って、その地域を7～8回ぐらいはやっぱり会議といいますか、ワークショップあたりを設けて、その家族の構成、兄弟、どこにいるのか、そのあたりまで一応検討していきますので、やはり職員だけではちょっと無理なところがありますので、委託も行うという形にしています。

○11番（沖 徹信君） そういうことが入札だということか、それはやりよるわけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これは特殊な事業でありまして、随契で行いたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） 25ページに、さっきの、あのときにきつと言われたんですけども、町道、荒瀬・妙見坂線ですか、ここは今までの道路を確保すれば、当分事故というのは、今までも何件かあってきたから、必ず後もやってくださいということを今まで言ってきたと思うんです。そういう中で、地震があってから半年後にこういう事故があるということは、全然点検してなかったということですか。道路パトロールをやってなかったということですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

この件についてということで、こちらでその他の箇所においても、そういった道路における事故が数カ所発生しているところなんですけれども、道路パトロールについては、平常時といいますか、地震が起きる前においても定期的に行われておったとおりでございますけれども、地震が発生して、なかなか災害復旧というのは思うように進まなかった部分もあったんですけども、この荒瀬妙見坂線においては、常に道路のパトロールというか、確認

を行いながら、補修も随時行ってきておったところなんですけれども、こういった事故が発生をしたというところです。

この箇所については、災害復旧も終わっておりますので、今後においては、後の管理というのを相当に必要かと思えます。そういったことで、対応については、できる限り対応していたつもりでしたが、事故が発生したということでもあります。

○11番（沖 徹信君） 町道に対してはやはり道路パトロールを、そういうことを気掛けて、事故が起きないように注意していただきたいと思えます。

それから、町営住宅の牛ヶ瀬、旭町ですか、この解体に出てきますけれども、ここは、あと何件ずつぐらい、今度1戸ずつ、3戸解体しますけれども、あと何戸ぐらい残っているわけですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

牛ヶ瀬においては、現在9戸の空き家があります。そのうち、今回当初予算と含めて、当初予算の段階で10戸解体を予定しておりましたんですけれども、それと合わせて4戸解体をします。あとは5戸残る形になります、解体をした後が。

それから、もう1つ、旭町が、団地が2戸あったんですけれども、今回2戸の解体の補正を計上していますので、旭町については空き家はなくなってしまうということになります。

○11番（沖 徹信君） 牛ヶ瀬があと5戸残るということですが、そこは現在住まわれていらっしゃるわけですか。あと5戸に対しては。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

5戸は、空き家で残る形になります。入居されておるのが、あと7戸ありますので、実際、建物自体が残っておるのが、最終的に今回解体をしますと12戸残る、空き家と入居されておる住宅を合わせると12戸残ることになります。

○11番（沖 徹信君） そういう形で残っておれば、この住宅の建設というのはなかなかできないわけでしょう。そういう形の中で、財政も厳しい中で、今まで町営住宅があった場所に建設するという事ならばだいぶ経費的にも浮くと思えますけど、そういう計画はありますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

災害公営住宅の建設については、今URとの協定の中で進めておるところです。今建設

は具体的に建設をする場所について、1カ所予定をしまして、これから説明会等を行いながら建設を進める予定としておりますが、町営住宅の跡地についても、当然、特に公共用地ですので、災害公営住宅等の建設が非常に進めやすいところにあります。しかし、なかなかこういった形でまとまって、牛ヶ瀬なら牛ヶ瀬団地がある一帯で空くというのが、非常に難しいところもあります。ですから、そういうことが可能になれば、当然そういったところも候補地として今後建設を進めていくことにはなるように考えておるところです。

○11番（沖 徹信君） 今から結局建てる場合には、土地を買い取って建てるということは非常に財政負担がかかるとです。そういう中で、何件か残っておられるならば、住み替えでもしていただいて、そこら辺に災害復興住宅を建てるというか、そういう判断はできないものでしょうか、町長。

○町長（藤木正幸君） 今、沖議員がおっしゃるとおりであります。公営住宅を解体して、そこに災害公営住宅を建てるというのが一番いい方法だろうと、私も思っております。しかしながら、現在住まれている方も数多くいらっしゃいますので、そちらの方々ともお話をしながら、できる箇所はそういった形で災害公営住宅にも考えていきたいと思っております。

○11番（沖 徹信君） なるべく町営住宅跡地、そこらの公共用地の形のところに建てていただきたいと思っております。

それから32ページ、熊本地震に伴う移設ということで、給食室施設業務委託ということで載っていますけれども、これはどういうことですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

平成28年度の熊本地震災害において、七滝中央小学校の給食室周辺の法面が崩落いたしました。基礎がむき出しになって大変危険な状態になっておりました。そのためにまだ解体前であった、以前使っていた給食室に一時的に移動して、そこで応急的に現在まで使っております。

グラウンドの工事が7月いっぱい完了する予定ですので、8月に新しいところに戻したいと考えております。そのための経費です。

○11番（沖 徹信君） 七滝中央ですね。

○学校教育課長（坂本朋子君） はい。

○11番（沖 徹信君） はい、わかりました。

39ページ、給食運搬車両の改良ということですが、これはどういうことなのでし

ようか、教育長。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

給食配送車両の修理工事ということですが、3台の車両を今動かしているわけですが、私も見にまいりましたけれども、床板のところに溝が掘ってありまして、担当に聞きますと、コンテナの車輪の部分、そこを伝って乗せたり降りたりできるようにという説明でございました。ところがその車両の部分が、掘ってありますところの溝に、少しでも斜めに入りますと引っ掛かって動かなくなるということがわかりまして、業者とも相談をいたしまして、これは修理をしなければ、その後、作業をされる職員も非常に危険な状態になると。あるいは、コンテナ自体が動かなくなったり、あるいは上げ下ろしに大変困るということで修理を発注した、その代金でございます。

○11番（沖 徹信君） 造るときに、そこら辺は十分考えなかったわけですか。どういう車にどういうコンテナを積むからこういうふうに設計するというような、そこら辺の打ち合わせはあったんですか。なかったんですか。

○教育長（本田恵典君） 担当の方に、私のほうから、詳しくはまだ聞いておりませんが、最終的に業者から、平らな床面の車両と、それから溝を切る、その2つの提案が出されたということでございます。

○11番（沖 徹信君） 提案されたことに従って造って、修理費がかかるということですか。

○教育長（本田恵典君） その2つの提案に関しまして、担当も私も認識は甘かったと今では思っておりますけれども、どちらでもいいのではないかなというのが、普通考えられたのでありまして、その溝を切っているのを選択をしたということになります。

○11番（沖 徹信君） そちらを選択して、1台で35万円の改修費がかかるということですか。

○教育長（本田恵典君） 試算では、そういうことでございます。

○11番（沖 徹信君） 35万円かかるということは、35万円御船町が払うということですか。

○教育長（本田恵典君） 大変申し訳ないと思うんですけども、今後のことを考えますと修理をせざるを得ないという状況でございます。

○11番（沖 徹信君） 修理するということはわかりますよ。そういう毎日使うことでありながら、それは給食センターでも何でも一緒です。大体が3月31日に納期という何だったんでしょう。ということは、シミュレーションなしですね。結局、どういうふうに運んで、食材の代わりに水でも何でも入れて運んで、どうのこうのと、学校まで持っていったって

することを何回されましたか。そういう形の中で、時間的には無理だったんじゃないんですか。今の時点でスムーズにいつているんですか。そして、何で100%こちらが払わなければいけないんですか。

○教育長（本田恵典君） シミュレーションの話でございますけれども、正確には言えませんけれど、数回行っております。その段階で、不具合がわかりましたので、業者の方を呼びまして、私も見にまいりまして、これは難しいだろうということの判断をいたしましたけれども、給食の開始日がだいぶ迫ってございましたので、給食センターの所長も、それから職員の人たちもいろいろ工夫をいたしまして、平らなほうが動かしやすだろうということで、溝を木材で埋めまして平面上にいたしまして、それ以降はかなりコンテナは動かしやすくなったんじゃないかなと思います。ただ、床板が溝を切るために5センチ上に上げたんです。その5センチの段差が下ろすときの上げ下ろしに非常に今も不具合を生じているという、そういう状況でございます。

その後、業者の方にも申し上げまして、これは何とかならないだろうかということで相談をいたしましたけれども、相手に瑕疵を認めさせる、あるいは工事費について何とかするというのを、私の力では今のところしがたくて、結局こういう修理費を計上するということに至ったというところであります。

○11番（沖 徹信君） ということは、5センチ床を下げるということですか。

○教育長（本田恵典君） 5センチ床を下げまして、合金の、いわゆる鉄板ですが、それを敷くということで、平面にするということでございます。

○11番（沖 徹信君） それから、車です。これは100%御船町が見るということは、それは絶対おかしいということです。

それから、小坂小学校か何かは、現場で段差があるか斜めになっているかということで、コンテナがスムーズに動かないということがあったということ聞いていますけれども、そこら辺はどうなのですか。

○教育長（本田恵典君） そのお話がありましたものですから、私もすぐに見にまいりまして、実はまだ小坂小学校は仮の置場になっているんですけれども、そのちょうど、配送車が通りますところの路面が少し斜めになっているのではないかなということで、その後は、このあたりに砂利等を入れまして調整をいたしましたので、今は若干傾いているというところでございます。

- 11番（沖 徹信君） 砂利で台車はうまく動くんですか。
- 教育長（本田恵典君） 今は路面の状態でごさいます、路面が傾いているのでタイヤが傾くので、リフトがうまくピタッとコンクリの上げ下ろしのところに乗らないという状況で、そこに段差が少し、隙間ができるという状況でごさいましたので、タイヤがちょうど通過するところを平面に均したというところでごさいます。
- 11番（沖 徹信君） ということは、路面が、コンテナを押していくところではなく、車からコンテナを下ろすところが平らじゃなかったということですか。下のほうが、だから砂利で十分対応できたということですか。
- 教育長（本田恵典君） 十分ではありませんけれども、かなり解消はできたと思っています。
- 11番（沖 徹信君） それから、時間外手当です。給食センターで時間外手当が出るということは、これはどういうことなのか。
- 学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。
- 当初に、人件費を見ている際に、まず残業手当の計上が漏れていたというのがまず1点、それからスタートするに当たっては、準備期間が大変短うございましたので、バタバタとして調整しながら対応しているところです。かなり苦慮しているところです。どうしても時間内に収まるのは難しい状況になっております。
- 11番（沖 徹信君） 給食センターの勤務時間というのは何時から何時までですか。
- 学校教育課長（坂本朋子君） 早番・遅番で対応していただいておりますけれども、早い方は7時30分から規定の勤務についています。それと遅番の方もおります。あとは、半分ぐらいが非常勤職員ですので勤務時間がずっと短うございますので、正職員に若干負担がかかっていると思います。
- 11番（沖 徹信君） そういう中で、時間外が出るということは、時間内に終わらないから時間外が出るということですか。
- 学校教育課長（坂本朋子君） 給食を作ったり配送したり回収したり、そのルーチンの業務の場合については、それは時間内に対応できております。ただ明日の準備ですとか、打ち合わせですとか、そういう細々とした準備等の部分がどうしても時間外にはみ出してしまいうということなんです。
- 11番（沖 徹信君） それはやりようですよ。それは時間内にしてもらわないと、それはスケジュールを組んで、一番最初にセンターを造るときから、時間外は出るということも

うわかっていたわけですか。そのような中では時間外が出ないように能率よくしてもらわないといかんと思いますけれども。

○学校教育課長（坂本朋子君） 議員がおっしゃるとおりだと思うんですけども、事務がセンター長は1人しかおりませんので、センター長はかなり今事務的に苦慮している部分がひとつあります。

それから、今はどうしても、スタートして間もないので、今生みの苦しみそういうふう  
に御理解いただければと思います。

今はまだ、細やかなスタートしたところですので、まだ全員が慣れていなくて、今段々  
とよくなっている状況ではございます。生みの苦しみというところです。

○11番（沖 徹信君） それで、何でも余裕を持ってしないからこういうことなんですよ。今  
までの学校給食で、自校方式のときにはちゃんとできていたんですよ。そこら辺でも残業  
手当があったんですか。一括してすれば、人件費もだいぶ浮くというのが、最初の説明じ  
ゃなかったんですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） おっしゃるとおりだと思うんですけども、今はまだ本当に、  
慣れるまでもう少しお時間をいただきたいというところです。

○11番（沖 徹信君） 1学期間で慣れますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お約束はできませんけれども、だいぶこの頃は改善されてき  
ているという報告を受けております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○副町長（本田安洋君） 改造車のことを申し上げたいと思います。

これは予算を組む段階で、私たちの中でも、何で新しいのにまた改造しなければならない  
いかという問題が出てまいります。そういうところで、これはメーカーにも少しは落ち度  
があるんじゃないかなということで、私、これはいすゞ自動車でございますので、いすゞ  
の方と交渉いたしまして、結論的には、2～3日前に出た話でございますけれども、それ  
で、改造費を半分ずつ見ようと、町が半分、それからいすゞが半分見ようというところ  
でお話がついたわけでございます。

そういうことで、向こうも誠意を見せていただきましたので、こちらとしてもそういう  
形で、折半ならもう仕方ないという形の中で、今のところ認めているわけでございませ  
ぬので、どうかその点御理解いただきたいと思います。

そういう至った経過については、やはり私たち執行部としての責任もあると思いますので、どうも、お詫びを申し上げたいと思います。

○教育長（本田恵典君） 私からもお詫びを申し上げたいと思います。

今回の件に関しましては、発注前にやはり十分に検討すべきことではなかったかということで、深く反省をしているところです。今回は、今副町長から話がありましたように、肝いっていただきまして、町の負担を予定より減らすことができるのではないかなと思っ  
ているところですが、貴重な町の経費を使ってまた修理を行うということになるわけですので、その件につきまして、深くお詫び申し上げたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） こういうことというのは、やはり執行部です、そこら辺は情報を共有して、横のつながりということを大事にして、担当課がやるべきことですが、やはり複数の課に相談というか、そこら辺で情報を共有しながらやっていただきたいと思  
います。

○13番（岩田重成君） 農業振興費について質問をいたします。

今回補正で、また補正対応で、国の補助金が増えております。農家にとって、大変あり  
がたいお金でございまして、農家を辞めたいと思っている方々が、この補助金のおかげで  
また再度農業を始めていきたいという、大変ありがたいお金でございました。私もこの補  
助金を利用して一応機械を購入したわけですが、大変ありがたいお金でございま  
した。

そういう中で、せんだって、3月に農災の18件の発注がございまして、そして6月9日  
にまた農業被害の発注がございまして、いよいよ一歩進んだかなと思っている次第でござ  
います。そういう中で、今回査定に漏れた地区、漏れた箇所があるそうでございますが、  
何カ所あるわけでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、災害査定の件ですが、今回災害報告が約3,000件ほどありまして、その中で  
申請者からの申請、そして町から査定申請という形で進んでいきますけれども、現地調査  
に当たりまして、コンサルタント等も入れて調査をいたしました。その中で、なかなか連  
絡・連携がうまくいかなくて、今議員が言われたとおり、査定の申請に漏れたという箇所

が今数件出てきております。今申請者の方から事情を聞きながら対応しているところであり、今後も何件かの査定漏れという形で出てくるかと思えます。

対策としましては、査定漏れたことにつきまして、県の復興基金、自力復旧・復興事業ですか、農地と、今回は農業施設も県の復興基金で対応できるということになりましたので、そのような事業に誘導をして、できればそういう事業を活用していただいて復旧をしていただくということを今お願いをしております。

また、中にはどうしてもその事業では対応できないタイプ等のやはり災害であったということで、申請というよりも、査定が町の方で漏れていたというところにつきましては、今後調査をいたしまして検討をしていかなければならないと考えています。

○13番（岩田重成君） 今、課長から説明がございました。多分問題は件数が多かったから漏れたのじゃなかろうかと私は思っている次第でございます。ぜひ、町独自でも結構でございますので、どうぞお願いしたいと思っております。

また、漏れた方がわかると思えますので、ぜひとも、通知を個人個人に上げていただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今査定が上がったところにつきましては、全申請者に査定は終わりましたという形で文書を差し上げております。査定が漏れた方については、なかなかこちら側からとは難しい部分もありまして、こちら側に問い合わせ等があったとき確認をしているという状況でありまして、再度そのあたりは詳しく担当課において調査を行っていきたいと思えます。

○13番（岩田重成君） 一応査定を受けた人には来ました。しかしながら、まだ漏れた方は、わからないわけです、今の状態では。私は早くそれを見つけて、そして通知を出したが、農家の方々もどうなるかを心配されております。ぜひとも調べて、そして通知を出していただくならば結構なことだと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 歳入の説明書の1ページですけれども、地域おこし協力隊費用として820万円が計上されています。これは5月議会で審議した2名分と思えますが、合わせて現在何名いらっしゃるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

現在2名の方が従事されております。1人は田代東部地区に、もう1人の方が観光協会

に、今2名の方が委嘱しています。

○4番(中城峯英君) それは、平成28年度に募集された2名で、既にもう何人かいらっしゃるわけでしょう。合わせて何名かということです。2名だけ。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

今回の予算で5名の方を予算付けております。

○4番(中城峯英君) まだ2名だけ。

○企画財政課長(坂本幸喜君) はい。今のこの5名の方は、今から募集という形で、そういうことになります。

○4番(中城峯英君) 5名募集して今2名と。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 平成28年度に1回、予算案で付けましたけれども、そのときには募集しましたけれど、誰も手を挙げなかったということで、29年度の当初予算で2名の方を、また予算を付けまして、それで2名雇ったということになります。

今回、またプラス5名の方を予算計上したということです。

○4番(中城峯英君) 今1名は田代東部地区に配属して、活動拠点の整備を図りますということで、行政報告にありましたけれども、具体的にどういったことをされるのでしょうか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 田代東部に入っている方は、5月1日からこちらのほうに住民票も移されて、空き家を利用されて、そこにお住まいになっております。家族で来ていらっしゃるけれども、実際、今荒廃した土地を借用されまして、自分で耕されまして、そこを田んぼということで、自分で耕作されていると。そのほかに、地区の行事とか、草刈りとか、あと地域の交流、そのあたりを中心に今現在されているということです。

○4番(中城峯英君) 補助金が出ていますけれども、それはそういった活動報告は何かレポートか何かで出してもらうのですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

毎月実績報告ということで、どういう事業をされたのかとか、そういうのを毎月1回、うちに報告しています。その以外に、もう1回だけ中間報告という形でレポートを出していただいています。

○4番(中城峯英君) あるということですね。これは平成29年ですか、国の施策で始まった事業主体ですね。御船町の運営、今回募集して雇用するわけですがけれども、こういったものを活用して、定住促進をやっていきたいという申し出がありましたので、よろしくお願

いしたいと思います。

次に、3ページですけれども、平成28年熊本地震復興基金交付金が4,000万円計上されておりますけれども、これはそれぞれの支援事業を積み上げて県に要求されたものが4,000万円来ましたということでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

3ページになりますけれども、まず、一番上の応急仮設住宅維持管理支援事業ということは、これは家の57万円支援の、あの修繕に関することです。この分は、熊本基金で該当しますので、それを積み上げてこの金額になったということです。

もう1つ下のほうの住宅耐震化支援事業、これも詳細に積み上げますとこういう形で復興基金が該当するということで、すべてのこれに関しましてはすべて計算上で積み上げてこの金額になるという形になっております。

○4番（中城峯英君） では、すべての支援事業は積み上げて県に要求をされて、そのほとんど100%来るんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） その分に関しましては、もうほとんど100%県から入ってきます。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まず、歳出の6ページです。嘱託区の再編のモデル事業について、予算が上がっております。全員協議会のときも若干説明がございましたが、よくわからないところがあったので、嘱託区再編の内容及び、今回どのようなモデル事業を通して行うのか、どのような方向性のもとです。そういうことの内容と方向性、それをわかりやすく御説明いただければと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、ここにモデル地区4地区とあります。3カ所の再編ということで12万円上がっておりますけれども、まずここは、3地区の嘱託区、これを1つにまとめるということになります。具体的に言いますと、水越の田畑と町と粒麦、これを1つということです。その下の2カ所嘱託区が再編と書いてあります。18万円上がっておりますけれども、まずこれは三丁目と四丁目を1つの嘱託区、次に、水越の五ヶ瀬と馬立を1つの嘱託区という形になります。

それともう1つ、有水と大内を1つの嘱託区、これは3地区ということに計上しております。

具体的に申しますと、私たちでまず地区に説明会に行きました。その中で、地区の嘱託員の方に承諾を受けて、嘱託区の再編を示し、了解を得て、それをまず嘱託区の理事会で提案して承認してもらった上で、嘱託区総会にかけまして、ここで報告したということになる。今現在、なかなか嘱託員のなり手も少ない。特に集落の維持が困難なところもありますので、それを再編することによって、その維持強化を図っていきたいと、そういう事業で今回嘱託区再編になったということです。

○5番（福永 啓君） 嘱託区の再編の経緯は理解できました。その際に、その嘱託区のモデル事業の際に、何のために、どのような方向性とするのかというところが、皆さんの理解が広がっていないところもあるから、嘱託区のあるべき論です、町としてどのような嘱託区があるべきと思っているのか。そのためにどのような方向性で、どのように再編しているのかというのが、若干一部見えづらいなあと思うところがありましたので、そのあたりについてわかりやすく説明をお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは人口で、人口ビジョンにも掲げましたけれども、今後人口が減っていくと。その中で嘱託区の維持というのはなかなか難しくなってくると思います。もう、この嘱託区の編成に関しましてはもう10何年前からいろいろ話も出ていますけれども、なかなか前に進まなかったということで、今までは嘱託区から手を挙げてもらうのを待っていた状態なんです。ところが今回はこちらから、企画財政課の中にコミュニティ推進課を設置しまして、その嘱託区の再編を重要施策の1つと考えまして、本年度でこれに取り組もうということで、3カ所とも私も行きましたけれども、そこにある5～6軒とか10軒ぐらいでは、なかなかもう今その地区の維持とかが難しいところがある。買い物に行くにしても、なかなか難しく、バスも通ってないと。そのあたりをどうしたら、まとめることによって、その維持が確保できるのか。地域と地域も今はつながりがなかなか構築されておられませんので、そういう地域コミュニティの再生を考えておりますので、その辺あたりを考えまして、嘱託区再編をしますということです。

○5番（福永 啓君） 嘱託区のあるべき姿、どうやっていくのかというのは、まだ議会としても真剣に議論したことがありませんし、また今までに再編ということが飛んでおりまし

て予算が上がっていたんですが、ずっともう何年ぐらいですか、ずっと前です。だから、そういった意味では、具体的な再編という動きは一切なかったということなので、今回はこれは第一歩なのかなとは思いますが、1つ確認します。今回この嘱託区の再編は4カ所になります。それについては、今後本格的な嘱託区のあるべき論、本当はもっと山のほうとか、本格的再編とかいうのが将来的には必要になってくると思うのです。そういうのとは別に、取りあえず今回手を挙げていただいた嘱託区で、形としては今のままですね、区長さんが各地にいらっしゃると。ただ、その区長さんをまとめて町が支払う嘱託員は1人にする。そういうのをつないで、誰もやってなかったんだけど、では再編をやるので、取りあえずこの4カ所やろうということで始めた。

今後、その嘱託区をどういうふうにしていくかというのは、今話をされた上で、具体的に、じゃあお金をどう配るとか、そういう問題については本格的な再編については、後々考えていくと、そういうことでよろしいですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回は、町から提案して、こういう形もありますよと。それにまあしてみようかというところが手を挙げてこられたと。今議員がおっしゃったとおり、山間部あたりはもうちょっと大きな形で、もしかしたら提案が再編するかもしれないです。それも1つの案として、それは受け入れたいという考えでおります。

その後の報酬とか、そういうのはまたこの協議の中でいろいろ話して、今からやっていくと。先ほど言われましたように、行政区、それはそのまま残そうという考えです。

○5番（福永 啓君） 今度は、意向としては、今までは掛け声だけで何も行われてなかった。今回は第一歩として行われた。これは一歩前進だと思います。今後、ぜひあるべき嘱託区、御船町として将来を見据えた嘱託区再編の方向性をきちっと出した上で、議会と共になって、嘱託区再編をしていただきたいなど希望しております。

続きまして、26ページからです。復興基金関連事業が次々ここに出ております。ほかの議員も皆さん感じていらっしゃることではないかなと思うんですが、この基金事業全般、これについて要綱等が定まらないまま、次々と新聞報道が先行してされてしまうわけです。そのせいといいますか、そのせいで、住民の理解、間違った理解とかが非常に広まっているところが大きいんです。いつも、よく聞かれるんです。どんな事業に適用されるのかとか、補助率はどうなっているのかとか、申請方法はどうなっているのかとか、支援はどう

なっているんだとかと、実務的なことを次々と聞かれます。

これは、報道はちゃんと全部決まってからともいきませんので、町としても苦しいところだとは思いますが、基金事業について、例えば私たちも町民に聞きにいきますときに、「では、ここを見てください」と、「ホームページのこういうコーナーがありますから、それを見たらわかりますよ」と、震災関係の補助のコーナーとか、そういうのだったら説明もしやすいんです。ただ、基金事業は、今はホームページではたしかきちっと説明されているのは1つしか載っていないと思うんですけど。そのように、ここに載せたりあそこに載せたりとかしますよね。あと、方法とかでも、若干そういう部分が見られるんです。

今さっき申しましたとおり、非常に基金事業について希望において、「これだったらもらえるんじゃないか」と、それぞれもらえるんじゃないかという、希望先行で、非常にそのような間違っただけの理解と、理解が深まっていない事実があります。前回も、私たちがちょっと集会に行ったときも、やはり皆さん聞かれるんですよ、基金事業については。ここは、そこについてはわかりやすく、またきちっと、幾ら減がこうですよというのがわかりやすい方法の工夫ですとか、何かこういうことは、どうかできないものかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この基金や復興事業に関しましては、やはり次から次に、県はその都度その都度やってこられます、新たなメニューをです。私たちも、その新たなメニューに対しては、あくまでも概要だけしかわからないのが実状です。その概要でもよろしいですので、今後はホームページに載せたり、広報でまたチラシで載せたり、わかる範囲で載せると、そういったことで検討していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） そうしたコーナーとか、復興基金とか、現在の状況とか、そういう形で直接かつ必ず災害復興特別委員会自体は聞かれるような状態になっていますので、そのあたりをわかりやすく、工夫をぜひよろしく願いいたします。

○6番（田上 忍君） 先ほどの中城議員からもあったんですが、地域おこし協力隊の件ですけども、説明資料の歳出の5ページです。ちょっとイベントがないということで、これはどういうことでしょうか。これをお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 5ページの地域おこし協力隊関係旅費ということで、よろしいでしょうか。

○6番（田上 忍君） はい。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい。今回予算に5名の地域おこし協力隊の予算を計上しております。この地域おこし協力隊は東京、神奈川、大都市の政令市からの受け入れになってきますので、東京のほうで、県が主催します郷土おこしのイベントが開催されます。それに町の職員もそこに一緒に行って募集を行うという旅費を今計上しているところです。

○6番（田上 忍君） 旅費についてはわかりました。

あと、先ほどの質問の中で、今2人予算が上がっているのですが、1人は田代と、もう1人は観光協会ということですけど、田代東部の分については説明があったんですが、観光協会についてはどういうことをやられるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

観光協会の方は、この方も5月1日から観光協会で勤務をされております。実際今は化石発掘体験のサポーター、それとガイドの育成、そういうのを手伝っていらっしゃる、支援されているという状況です。

○6番（田上 忍君） 観光協会には、たしか補助金が出ていたと思うんですけども、この補助金は観光協会の方はどういったことに使っているのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

観光協会の補助金につきましては観光事業の運営、一応事務職員がおりますので、その人の賃金のところに利用されております。

○6番（田上 忍君） 観光協会だけ補助金が出ていて、そしてまた新たにこの地域おこし協力隊を派遣しなければいけないのかどうかというところですけども、それについてはどう思われますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

地域おこし協力隊は、最終的な目的は、3年後に御船町の住民になっていただくというのが移住・定住を図ることの目的であります。その後、御船町で何かの仕事に就いてもらうというのが目的でありますので、私としましては、地域おこしに関係する事業であれば、お手伝いであれば地域おこし協力隊をなるべく入れて、支援等がいいという考えで今回地域おこし協力隊を募集したことでございます。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。住民を今後増やしていくという目的も持っているということですね。



○6番（田上 忍君） では、次13ページですが、緊急システム事業に活用とあります。これについての概要説明をお願いします。

○福祉課長（道山敏文君） これも報道から先にありましたけれども、蒲島知事が孤独死を避けるということで、仮設とみなし仮設に緊急通報システムをすべて、要支援者については設置するというので、今回補正で増額補正するものです。仮設とみなし仮設に対して、緊急通報システムの必要な方を、行政とささえ合いセンターとで該当者をこれから把握しまして、チェックして、7月にできたら設置したいと。

一般的に緊急通報システムというのは、ボタンを押せば警備会社等に連絡が入って即対応できるというものです。

○6番（田上 忍君） これから把握してということですが、今ここに人数を出していますが、この人数で十分だということよろしいですか。

○福祉課長（道山敏文君） この予算に上げましたのは概算の概算というところがあるのですが、ささえ合いセンターが今現在仮設とみなし仮設を個別訪問した結果では、今のところここまで必要ではないのではないかと判断しているところです。これから精査したいと思います。

○6番（田上 忍君） はい、これ以上はないということで、理解いたしました。

それから23ページに、防災行政無線のことなのですが、今後、大まかなスケジュールというのを御説明をさせていただきますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今質疑がありました防災行政無線の今後の大まかなスケジュールということですが、まず今回補正予算、今成立しましたが、今選定に関する要綱を既に3月に定めております。そしてまた、今回議会からも1人その委員の中に入れていただくということを定めました。既に、1回は行ったわけですが、防災行政無線そのものの内容について、全員協議会で概要説明は行った程度だったんですけど、それはまず委員に説明しております。

その後、基本的にはプロポーザル方式で提案をしていただいて、その提案の内容に基づいて、その委員さん方に精査していただいて選定をしていただく。最終的には業者の絞り込みを行って、御船町に合った防災行政無線システムを整備していくということになるだろうと思いますけれども、大体今予定しておりますのは、9月の議会あたりで、最終的な契約等ができればというところで考えております。今回、その数回程度の予算の計上を

しておりますので、今言いましたように、できれば9月議会で契約等ができればと、報告ができればと考えているところです。

○6番（田上 忍君） 9月議会ということですが、何かその後の主なスケジュールというか、大体各家庭に付いていくのはどのくらいからかなということですか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、9月議会で業者の選定が報告をできましたら、その後、いわゆる設計に取りかかっていると。調査及び設計ということになるかと思えます。そして、この平成29年度では、工事を含めた整備は時間が足りませんので、その予算、契約をした後、平成30年度への繰り越しを行って、30年度内にシステムの整備を事業を含めて行くと。そしてできれば平成31年4月からの運用開始を行いたいと考えております。

ですから、この平成30年度の中で具体的な工事を行うということになるかと思えます。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 先ほどの町道における事故への損害が生じている件に関連ですが、これは町道を定期的にパトロールをしているということですが、その被災の把握に漏れが出ている箇所があったわけです。そのあたりの報告は、課長は受けていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今議員が引用されたことは、災害復旧の対象となる箇所が漏れているということでしょうか。そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○3番（岩永宏介君） 住民の要望があって、そうした被災箇所を見にいった箇所があると思いますが。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今回の地震・豪雨の災害については、昨日も件数、金額の報告をしたところですが、被災箇所が、結局事業費が60万円を超える事業でないと、この公共土木災害には該当しないというか、補助対象にならないということになります。ですから、それ以下の災害については、単独災害として町で対応していくことになります。それについて、今からそれを集約をして、そして対応していくことになりますので、その中に、例えば今議員がおっしゃったような、あるいは漏れておるということに該当するような箇所が含まれるかもしれませんが、そういうことで、単独災害として今後そういうものについては対応していくということで、今準備をしているところであります。

○3番（岩永宏介君） ここははっきり申し上げますと、片志和なんです。その公共土木災な

のか単独災害かわかりませんが、ここは現地を見ますと、この町道に段差があって、事故につながる可能性が非常に高いと思いますので、役場の方が区長の要請で5月23日に見に来られました。そのあたりをぜひ確認されて、これは私がいつも申し上げるのは、行政法は今非常に住民側に立つように変更・改正されております。そういう途中経過等も含めて報告を区長にきちんとされたのかです。そのあたりをぜひ確認をお願いしたいと。

続きまして、今度は沖議員の質問と関連いたしますが、委託料が極めて多いと感じられますが、具体的に質問しますと、22ページの天君ダム、一番上です。天君ダム改善の委託料。天君ダム無線局、無線免許更新申請書作成委託料、14万3,000円ですが、これは例年やっているものでしたら、これはこんなに難しい問題じゃないと思うのですが。そういう観点から質問していますが。どこに委託されるのか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、天君ダムにつきましては、計装設備、テレメーター関係の管理を委託しております。その登録免許更新につきましても現在委託している業者に委託を考えております。この免許の申請につきましては、5年ごとに申請をする、国に答申を行うということになっていまして、申請書の作成につきましては、専門的な知識もいる部分もありますので、今回申請書作成の委託ということで計上しております。

○3番（岩永宏介君） あと、個別の非常に簡単な質問を急いで申し上げます。

まず、この歳出説明書の15ページ、ここが、その障害者住宅改造助成金、補助増額、及び申請件数増による補正ということで説明がなされていますが、この歳出の見込み、予算の減額がかなり違っておりますので、このあたりは、これは補助増額と歳出見込み予算現額の関連性といいますか、そういうのが、法が改正されてこういうふうに減額との、これだけの差が出てくるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○福祉課長（道山敏文君） この住宅改造費が高齢者向けの住宅改造と障害者向けの住宅改造ということが、同じ規則の中で出てきます。高齢者用の場合は介護保険の自宅改造・改修と合わせて90万円ということで、こちらの方で70万円、介護保険で20万円、合わせて90万円です。障害者につきましては、介護保険法には該当しませんので、すべてここで90万円見ることができたものを、これまで70万円、介護保険と同じ扱いで70万円までということで仕事してきたということで、今回そこが老人と障害者は制度が違うということで、今回90万円まで障害者もオーケーということで、70万円の補助を計上していたものを90万円に

20万円上げたということ。

それと、この障害者の住宅改造につきましては、毎年実績があつたりなかつたりということでしたので、当初一応1件だけを見込んでいたと。最近すでに、3件の相談があつてあるということでしたので、1件から相談件数の3件ということで、交渉を行っていただいたと、そういうことになっています。

○3番(岩永宏介君) そうしましたら、次の16ページです。保育所等児童の心のケアに係る講師謝金、それから下のほうも関連すると思いますが、保育所等の心のケアに係る費用弁償で長崎大学教授等2人分、こういうのがありますが、ここの説明をよろしく願ひたいと思います。

○こども未来課長(野口壮一君) 熊本地震から1年が経過したところで、昨年はいわゆる子どもそれから被災したところの親の、この震災による精神的なダメージがかなり見受けられる中、昨年、長崎大学の精神看護科の教授、それから長崎大学の生徒たちの支援をいただいて、昨年度はかなり心のケアに支援をしていただいたという経緯があります。

最後に、最後のほうに公立及び私立の保育園を対象としたアンケート調査を実施されております。この調査結果の中からの約半数、子どもも親も、約半数の人たちがやはりまだ精神的なもののダメージがあると。子どもに対しては、小さな物音でもびっくりしたり、それから夜眠れなかつたり、それから夜になると、もうお父さん、お母さんから離れられないとかいう事情。親につきましては、同じくそういう小さな物音にも敏感に反応したり、それから今後再建に向けて進めていく中で、やはりイライラして、つい子どもに当たってしまうとかいういろいろな支障があつているというのが、この調査結果の中で出てきております。

また、今後もこのケアが必要な児童それから親御さんの方もその中から見受けられるということで、引き続きやっていきたいというものであります。本来は当初予算等でのせてやるべきことなのですが、熊本復興基金にのせられないかというものを模索をしていたところ、県からこういうケアに係る補助金がありますよということで、これは100%補助で見ただけのというものになっております。

今後は、東日本大震災でも2年後、3年後においてもこういうケアをしているという、今でも事例がありますので、御船町としてもぜひこういうものを継続していきたいということで計上させていただいております。

○3番（岩永宏介君） よくわかりました。ぜひお願いしたいと思います。

それから、最後になります、46ページです。ここでは、この説明書の中ではよく出てきますが、たびたび耳にするわけですが、任期付職員の任用に伴うところがありますが、これは、この職員手当等という理解で、扶養手当、通勤手当、住居手当、共済まであるかと思いますが、これは給与は出らんのですか。このあたりをちょっとわかりませんので。

○総務課長（吉本敏治君） 今回の補正予算ですけれど、実はこの給与の部分につきましては、当初予算で既に計上していた部分があります。したがって、今回は条例改正等も含めて、所要の改正を行った分の必要な手当等の人件費を今回計上させていただいたということになります。

○3番（岩永宏介君） よくわかったんですが、納得しましたが、ただ、そういう点について一言、例えば備考欄に説明等があれば、この質問はないと思うんです。非常に時間がかかりますので、このあたりは、町長それから副町長にお尋ねしたいわけですが、こういう時間的なロスが出てくるような理解の上なんですけど、これはやっぱり資料として不十分だと思いますが、これは私は今までもこういうのを要望を上げておりましたが、どんなふうを考えられますか。

○町長（藤木正幸君） 今現在、こういった形でしておりますが、不備なところは直していきたいと思いますが、もしわからないところがあったら、また担当課にでもお尋ねいただきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） いや、私が今申し上げたのは、それは大事でしょうが、この記載方法について申し上げているんです。いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

一応、この予算説明書です、これはシステムで作成しておりますけれども、これは町独自で作成したものでございます。今、私から、この備考欄にこれの記入ができるのかできないのか、これは検討させていただきたいと思います。もし備考欄にできるようになった場合は、この今の任期付職員の任用に伴う増の中に一言付け加えるという形で、わかりやすい説明に心がけたいと思います。

○3番（岩永宏介君） そうだと思ったんですが、じゃあ備考欄ではなくて、例えば非常に記載が、説明がうまくなされているところもあるんです。説明がきちんとあるし、ちょっと見つけ出さんのですけれども、農業振興課のところだったと思いますが、非常に具体的に

書いてあってわかりやすいんです。だからそういうふうにするべきと私は思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

当初予算は、あくまでも何々の委託料としていただくという形でよろしいかと思えます。ただ補正予算に関しましては、なぜ今回この補正予算に計上しているかという理由まで含めたところで今後記載していきたいと思えます。よろしくお願ひしたいということです。

○10番（田中隆敏君） 24ページなのですが、滝川みんなのひろばという、この位置付けは御船町としてはどのように考えておられますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 滝川みんなのひろば、これは河川敷なんですけれども、これは公園としてうちは管理しております。

○10番（田中隆敏君） 公園ということで、やっとながれきの処理とか、町民グラウンドに移転をして、今現在やっとながれきの人がグラウンドゴルフを始められました。ここ1カ月ぐらい前からできるようになりました。ただ人数等以前と比べると少数になっておりますけれども、そういう気持ち、余裕が高齢者の方も出てきたのかなと思えます。

それから、ここに倉庫のリース料ということで、今出ていると思えますけれども、私が聞いた範囲内からしますと、グラウンドゴルフをやるのに、例の昔からあるトイレではなかなかという話で、何かそういうトイレの問題で要望があっているのじゃないかと思えますけれども、どうなんでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） トイレにつきましては、ここは河川敷で国交省から占用しているところなんですけれども、1つトイレを設置するになっています。確かに既存のトイレを欲しいというのはあっているんですけれども、その許可が出ないということで、この間の出水期になりますと、このトイレにつきましても倉庫につきましても、撤去を指導されておりますので、その点については御了解いただきたいと思えます。

○10番（田中隆敏君） この国交省の許可をもらわないと置けないと。しかし、御船町では、公園として位置付けしていると。そして、町民の皆さんのそういう生涯学習の一環としながらも利用してくださいということで利用していただいている。やはり、生理的に考えますと、男性の場合にはそうでもないでしょうけれども、やはり女性の場合にはそう簡単に済ませる問題じゃないでしょうし、じゃあ公園として提供しているのであれば、そのところを何とかクリアして使ってくださいという形はとれないのかなということで思うんですけれども。作田課長にはもう1回確認したいと思えます。

○商工観光課長（作田豊明君） 今位置付けといたしましたが、公園ということで答えましたけれども、ここはあくまでもグラウンドゴルフ場ということで今では訂正させていただきます。だから、ここにつきましては、御船川の河川敷で、なかなか許可は許されないところでありまして、その点は御了解いただいて、今できる範囲で、このグラウンドゴルフ場は、町の町営グラウンドもできないとなっておりますので、ここは唯一のグラウンドゴルフを今までやっていたところでございますので、これは利用していただいて、管理をしているところですので、ここは御了解いただきたいと思います。お願いします。

○10番（田中隆敏君） これは大体、この国の機関に許可をもらおうと。じゃあ、これを設置したからと言って、水洗トイレを造るわけでもないでしょうし、やはり簡易のくみ取りだと思えます。そういう中で、グラウンドのメインに奥に置くのか一段高くなったところに置くのか、以前は置いてあったと思うんです。ですから、そういう意味で利用するのであれば、当然そういうところも考慮しながら利用するような形をとっていただきたいということで、利用する方から恐らく要望が出ていると思えますけれども。じゃあ、そういうことになれば、国交省に許可が取れないからできないということになってしまいますので、利用するに当たっては、そういうこともこれから先も努力をしていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 説明書の17ページですけれども、高木保育園の設置費用で1億8,500万円計上されております。これは土地代は含まれるのですか。

○子ども未来課長（野口壮一君） 今回の国からの交付金の対象には土地代は含まれません。

○4番（中城峯英君） 国の補助金ということですが、国が2分の1、町が4分の1、だから、残りの4分の1は事業者負担ということでしょうか。

○子ども未来課長（野口壮一君） 今言われた説明で、事業所が4分の1を負担するという形で、町も4分の1です。あくまでも継続となったものは、補助対象に係る対象事業費ですので、実際はこの事業費を上回る事業費ということになります。その分は事業者がまた多く負担するという割合になります。

○4番（中城峯英君） そうですね、対象以外の外構だとかいろんな駐車場の整備だとかあると思います。行政報告の中で、8月中旬には着工します。そして来年2月頃は完成して、4月開園には間に合うようにやりますということです。ぜひみんな、そこに今ずっと長いこといますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと次ですけれども、説明書の29ページで、防災行政無線工事が、基本的なことで提示されていますが、先月も申し上げましたように、現在各嘱託区では、区長が区民への情報連絡は老朽化した有線放送を活用しています。それが、かなり老朽化して、あっちからこっちから聞こえが悪いということになっておりますので、この防災行政無線工事が整備をされたら、各区の区民への情報連絡は、それで活用できるような設計にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 予算説明書の29ページに掲載しております工事費、この中には同報系無線の中にプラスをして、いわゆる地域波が、これは全員協議会の際にも御説明をさせていただきましたけれど、その地域波を取り込んだ内容での予算を今回提出をさせていただいております。そこら辺も含めて、今後選定委員会の中で、今ありましたような、有事の際は情報系の無線で一斉に必要な情報を流さなければなりません。ただし、平時の際におきましては、各地域、集落のほうで利用も可能になるような形では思っているところです。ただ、それらにつきましては、地域からの要望、考え方、それから選定委員の中での考え方、あるいは費用対効果としての資金になります。具体的な工事費の観点、そういったものから総合的に判断されていくものであろうと考えているところです。

○4番（中城峯英君） 現実の各嘱託区では、そういったものは区長も情報伝達しながら、そういう状況が悩みの種でございますので、ぜひ、選考委員会でそういう意見が出ると思いますが、そういう方向でぜひとも検討をお願いしたいということです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「平成29年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第13号 平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（田端幸治君） 日程第12、議案第13号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、「平成29年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第14号 平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（田端幸治君） 日程第13、議案第14号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、「平成29年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第15号 平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（田端幸治君） 日程第14、議案第15号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） この弁護士費用についての説明をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

弁護士費用につきましては、日本弁護士連合会基準の基金の基準等を参考に、今は基準書が廃止されておりますので、事務所ごとに設定された費用を採用させていただいております。

○6番（田上 忍君） その金額は大体そういうことでわかりますが、この弁護士費用が発生した理由というのを簡単でもいいですからお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） 弁護士費用が発生した件については、この件は平成27年の4月に原告から町に、水道の布設に関する裁判を起こされて、町が被告となりました。その被告が町になったことで、原告から町に、約束を怠ったということで、その契約不履行に対して慰謝料の請求があり、その裁判を受けて、平成29年3月21日に和解が成立しております。

その和解の内容としましては、その慰謝料の請求の放棄と水道施設を買い取るということで、この買い取りに対して町が払うと。また同じ被告がおられましたけれど、ここに布設の成果としてお金を払った、その和解に対しての費用となっております。

○6番（田上 忍君） すみません、たしか買い取り、前回は説明されたとき、幾らだったのですかね。

○環境保全課長（緒方良成君） 買取費用としましては690万円であります。

○6番（田上 忍君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「平成29年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 同意第1号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（田端幸治君） 日程第15、同意第1号、「御船町教育委員会の委員の任命について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、「御船町教育委員会の委員の任命について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 同意第2号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（田端幸治君） 日程第16、同意第2号、「御船町教育委員会の委員の任命について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、「御船町教育委員会の委員の任命について」の件を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（田端幸治君） 日程第17、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定されました。

ここで、休憩に入りたいと思います。午後1時から再開をいたします。よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） それでは、午後の会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 陳情第1号 万ヶ瀬区農道の町道編入について（陳情書）

○議長（田端幸治君） 日程第18、陳情第1号、「万ヶ瀬区農道の町道編入についての陳情書」を議題とします。

福永産業厚生常任委員会副委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 陳情第1号、町道編入に対して、万ヶ瀬区からの陳情に係る審査報告を行います。

産業厚生常任委員会副委員長の報告をいたします。

陳情第1号について、平成29年5月11日及び平成29年6月8日の2回にわたり、委員会において産業厚生常任委員5名、執行部から松岡建設課長ほか3名が出席し、兼田建設課維持管理係長を書記に指名し、審議いたしました。

万ヶ瀬区の町道編入に関する陳情について、担当課から陳情書の朗読と説明を受けた後、現地の確認を行いました。その後、各委員からの意見を求めたところ、道路幅員の確保が図られているとともに、住民の重要な生活道路としての役割を果たしているとの意見がありました。また、農道のまま舗装してはどうかとの意見がありました。

意見を取りまとめた結果、陳情第1号の万ヶ瀬区農道公道編入については、町道編入及び舗装の、2つの陳情内容があるため、町道編入に関しては町道編入することが適切と判断し採択するものとし、舗装に関しては、御船町町道編入及び認定に関する要綱第3条4項にある舗装しない区間、路面のみにこだわることなく、同じく同町内にある緊急性や危

険性等を十分に考慮し、執行部において舗装の適切な時期を判断すべきものとするという意見を付した上で、採択とすることが賛成多数により決しました。

本議会においても、副委員長長の報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げ、副委員長報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

福永産業厚生常任委員会副委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、「万ヶ瀬区農道の町道編入についての陳情書」を採決します。

本件に対する副委員長長の報告は採択です。

本件は、副委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって本件は副委員長長の報告のとおり採択と決定されました。

これで、平成29年度第3回御船町議会定例会の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第3回御船町議会定例会を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時06分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員